

待機児童について

○待機児童とは

調査日時点において、保育の必要性の認定（2号又は3号）を受け、特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業の利用の申込みがされているが、利用していない児童。（ただし、求職活動中（求職活動を行っていない者）や特定の施設のみを希望している場合等は、待機児童から除く。）

○調査日

年2回（4月1日及び10月1日）

○待機児童数の算出方法

「保留児童数」－「調査月の翌月以降入園希望の申込者数」－「求職活動中又は特定の施設のみ希望者数等」＝ 待機児童数

○待機児童数の推移

調査日	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	計
平成27年4月1日	9	6	4	0	0	0	19
平成27年10月1日	44	18	9	2	0	0	73
平成28年4月1日	11	19	4	2	0	0	36
平成28年10月1日	49	16	5	2	0	0	72
平成29年4月1日	5	23	8	1	0	0	37
平成29年10月1日	31	16	3	0	0	0	50
平成30年4月1日	1	3	0	0	0	0	4
平成30年10月1日	5	0	0	0	0	0	5
平成31年4月1日	4	1	0	0	0	0	5

※保留児童とは

特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業の利用の申込みがされているが、入園が決定していない児童。

- ・平成31年3月18日開催会議での報告 175名（平成31年3月18日時点）
 - ・令和元年5月27日開催会議での報告 169名（平成31年4月1日時点）
- ※6名減は、申込みの取下げによるもの。